

総務委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

現在、市の中期財政見通しにおいて、歳入では現在の経済情勢から市税の増収は期待できず、地方交付税は平成27年度以降に合併算定替え分が段階的に減額となり、また、平成28年度には財政調整基金が枯渇するなど、これからの財政状況は極めて厳しい状況が示されたところである。

このような中、さらなる行財政改革を推進するため、本年、市では市長を本部長とする行財政改革推進本部が設置され、さまざまな事業を検証し、費用対効果を含め、各分野における行財政改革の取り組みを始めたところである。

今後においては、市としてより一層の行財政改革を進め、市民サービスの低下を招くことなく、財源確保に努めていかなければならない状況である。

そこで、総務委員会では、行財政改革の視点から「補助金制度のあり方」についてをテーマに設定し、特に市が交付している団体への補助金について、公平・公正な観点から、適正な補助金制度を確立するため、調査・研究を行い、検討した結果をここに報告する。

【現状把握】

これまで、財務部から平成20年6月に策定された市の補助金・負担金の適正化に関する基準、平成21年12月に設置された亀山市行財政改革推進委員会における個別補助金の評価及び平成22年3月に提出された答申書をはじめ、現在における交付目的及び交付根拠を含めた各団体の補助金交付一覧表や各団体における収支報告書などの資料を求め、交付基準における規定及び決算状況などについて聞き取りを行うなど、現状把握に努めてきた。

その結果、補助金を交付している団体は38団体あり、その中で、補助金交付基準等において、見直しや終期の設定が規定されていない団体と迂回補助をしている団体が、それぞれ5団体あり、また、多くの繰越金が発生している団体が15団体も存在していた。さらに、交付した補助金を人件費や基金に充てている団体が5団体あったことから、特にこれらの団体に対する補助金について、協議を深めることとした。

【行政視察】

総務委員会では、調査・研究テーマに沿った先進地として、平成25年7月23日から24日にかけて埼玉県深谷市と千葉県印西市を視察した。

深谷市における取り組みの概要は、平成15年に深谷市補助金等検討委員会からの答申において、補助金の見直しを指摘されたが、間近に控えていた合併への影響を懸念し、見直しは凍結され、平成18年1月に、1市3町で合併となった。

その後、平成19年に深谷市行財政改革大綱及び深谷市行財政改革推進計画が策定され、補助金制度の見直しに取り組みられてきた。

しかし、現実的な見直しまでに至らなかったことから、平成22年に行政として抜本的な見直しを図る必要があるとのことから、深谷市補助金等見直し方針を策定し、問題点をとり上げ、「公正であること」「適正であること」「公益性があること」「重要度が高いこと」「行政効果があること」の5つの基本原則を定め、また、見直しの対象としても5つの見直し基準を設定し、補助対象経費や補助率を明確にするとともに、あくまで事業費を対象とした補助金とするなど、補助要綱等の整備を徹底させ、実際に全ての補助金について見直しがなされていた。

また、印西市における取り組みの概要は、補助金の適正化を図るため、平成20年11月に補助金等評価委員会を設置し、一般公募により委員を委嘱して補助金全般にわたり見直し等の検討がなされてきた。

その後、平成21年3月に委員会から補助金等の評価結果の意見書が提出され、6件の「廃止」や27件の「見直しをして継続する」などの指摘があり、廃止については、予算の組み替えも含めて廃止に至ったが、見直しの指摘があった補助金については、補助金の交付団体等との調整もあり、具現化に至っていない状況であった。

【担当部署との聞き取り】

総務委員会として「課題・問題点」として掲げた補助金を交付している団体を担当している部・室長と平成25年8月5日に聞き取りを実施した。

特に「課題・問題点」とした中で、多額の繰越金がある団体、補助金を基金に充当している団体、また、類似目的の団体への交付や構成団体等へ迂回補助を行っている団体の計16団体を抽出し、所管の5部9室から補助金に対する事業概要をはじめ、繰越金が発生している理由及び迂回補助の目的や内容等について、説明を受けるとともに、各団体の補助金内容の実態など、細部にわたって質問等を行い確認した。

【検討結果のまとめ】

総務委員会として、調査・研究テーマに掲げた「補助金制度のあり方」について、延べ8回にわたり協議し、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1. 補助金を交付している団体の決算において、「繰越金」が発生しているにも関わらず、毎年、定額の補助金を交付している団体がある。また、補助対象経費について、市として統一した基準が明確でない。
2. 交付目的が類似する団体への補助及び構成団体等へ「迂回補助」を行っているものや補助金を「基金」に充当している団体がある。また、補助金交付基準等において、「見直し規定」や「終期の設定」を定めていないものがある。
3. 補助団体には、行政の代行として事業を行う団体と、自主的に独自の事業を行う団体等があるが、それぞれの補助割合の設定が明確でない。

よって、総務委員会として亀山市の「補助金制度のあり方」については、公益性のある有効かつ適正な補助金制度とするため、下記のとおり市長に対し提言を求める。

記

1. 補助金を交付している団体の決算を十分検証し、繰越金が発生している団体については、「公平・公正」及び「公益上の必要性」の観点から、見直しを図るなど適正な補助金を交付すること。
また、補助金交付の対象とする経費について、統一した交付基準を設定すること。
2. 迂回補助を行っている団体や補助金を基金に充当している団体については、その必要性や効果を十分検証するとともに、各団体において、それぞれ補助金交付基準等を整備し、透明性の確保に努めること。
また、補助金交付基準等において、定期的な交付基準の見直しや補助期限の設定等を規定すること。
3. 団体における補助金の目的及び効果を明確に掲げるとともに、「公益性」及び団体における「自主性」の観点から、それぞれ適正な補助割合を設定し、補助金を交付すること。